

公益財団法人 公益法人協会 第4回理事会議事録

- 1 開催場所 日本工業俱楽部 第5会議室
 - 2 開催日時 平成21年9月29日(火) 11時00分～13時20分
 - 3 理事現在数及び定足数
現在数 15名、定足数 8名
 - 4 出席理事数 13名
(本人出席) 浦上節子、太田達男、片山正夫、加藤広樹、金沢俊弘、鈴木勝治、
土肥寿員、長瀧重信、堀田 力、福原義春、水野淳二郎、宮川守久、
宮川康雄
(欠 席) 田中皓、山本 正
(監事出席) 高宮洋一、中田ちず子
 - 5 議 案 第1号議案『諸規程の制定』の件
第2号議案『コンプライアンス担当理事の選任』の件
報告事項 ・平成21年度上期事業執行の状況について
 - 6 会議の概要
(1) 定足数の確認等
冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の
議事進行及び議案資料について説明があった。
(2) 議案の審議状況及び議決結果等
定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣し、議案の審議に移
った。
- 第1号議案『諸規程の制定』の件**
- 太田理事長**
- 定款を根拠とする諸規程については、第1号議案資料に示すとおり逐次制定・改正作業
を進めており、太字で示しているものはすでに、機関決定済みで施行されているところ
である。本日はリスク管理規程、公益通報者保護に関する規程、コンプライアンス規程の3
規程を審議していただきたい。内容については鈴木専務理事より説明させる。
- 鈴木専務理事**
- 本日提案するリスク管理規程とコンプライアンス規程は、基本的には一般法人法第90条
第4項第5号及び同規則第14条に規定に基づいて整備するものである。本来この規程制定
は当協会のような小規模法人については任意であるが、当協会としては制定したいと考え
るもの。また、公益通報者保護に関する規程はコンプライアンスの一環として、平成16年
に施行された「公益通報者保護法」に基づいて当協会としての規律を定めるもの。
- なお、これらの規程はいずれも、理事会決議があれば10月1日より施行したい。
(コンプライアンス規程)
・第1条「目的」では、すでに施行されている「倫理規程」第3条（法令順守）並びに第

9条（規程順守の確保）に基づいて制定することを規定している。

・第3条ではコンプライアンスに係る組織として、コンプライアンス担当理事、同委員会、同統括部を設ける。担当理事については第2号議案として後刻選任していただく、委員会は同名の専門委員会があり紛らわしいのであるが、専門委員会としての公益法人コンプライアンス委員会は、公益法人全般のガバナンス、コンプライアンスをしっかりとしたものにしていこうということで、モデルとなる諸規程などを作成することを任務とし、こちらのコンプライアンス委員会は当協会役職員の法令順守を徹底させるための委員会である。

コンプライアンス統括部は新設するのではなく、総務部がこの役割を担う（第7条）。

・「倫理規程」第9条では同規程の遵守状況を監督し実効性を確保するため、必要ある時は評議員会の決議に基づいて委員会を設置するとあるが、コンプライアンス委員会は、性格上「倫理規程」第9条に基づく委員会ではないと考えているので、理事会決議によることとした。

（リスク管理規程）

・本規程については詳細にわたるリスク対策まで規定せず、いわばリスク管理の心構えを規定するという当協会の身の丈に合った内容とした。

・具体的リスクとして「信用の危機」「財政上の危機」「人的危機」「外部からの危機」「その他上記に準ずる緊急事態」と定義した（第3条）

・また、「外部からの危機」により発生した「緊急事態」（いわゆるエマージェンシーリスク）については、「自然災害」「事故」「インフルエンザ等の感染症」「犯罪」「その他上記に準ずる経営上の緊急事態」と定義した（第12条）。「インフルエンザ等の感染症」が医学的に正しい表現なのかどうか、後ほどお教えいただきたい。

・第25条で懲戒に該当する事由が規定されているが、懲戒内容として役員については使用者と異なり法人からの「委任」による身分であるため、使用者に対する「減給」「諭旨退職」「懲戒解雇」のような処分を理事会ではすることはできない。そこで原則的に「戒告」のみを規定し、役員報酬減額については自主申告に委ねる趣旨の規定ぶりとなっている。また、役員の選・解任議案を提案する役員等候補選出委員会に情報を提供し、その判断を仰ぐ道も設けている。

（公益通報者保護に関する規程）

・通報の対象となる不正行為については本規程末尾別表にその定義を掲げているが、現に発生している事象を対象としており、その点でコンプライアンス規程が守備範囲とする違反行為より範囲が狭い。

・第4条のヘルplineについては、外部窓口に相当する受け手として監事にお願いしたい。監事が純粋の外部かどうかについては議論のあるところであるが、費用面のこともあり申し訳ないが、監事にお願いするもの。

・第11条は内部通報者に対する不利益行為の禁止であるが、この規定が最も大事な点である。

太田理事長

ただいまの説明のとおりであるが、公法協のような小さな組織としてはやや大げさな規程ではないかという印象ももたれるかもしれないが、公法協の規程をいわばサンプルとされる場合もあり、あえて制定しようというものである。

宮川(康)理事

法人法第90条の法務省令を引用されているが、中身について認定等委員会とのやりとりは何かしたのか。

鈴木専務理事

していない。小法人であってもリスク管理はやってはいけないということではなく、進んでやることについては構わないという理解でつくった。

宮川(康)理事

リスク管理規程についていえば、法務省令では損失の危険という表現になっている。経済的損失と解することが可能で、エマージェンシーリスクやインフルエンザまで対象にするはどうか。このような大がかりなものをサンプルとして示されても、常勤理事が一人しかいないような法人では採用は難しい。

太田理事長

それぞれのご判断で、身の丈に合った装置を作っていただくということだろう。相当重装備な感じがするが、そこから取捨選択していただく材料にして欲しい。

堀田理事

いくつか意見を申し上げる。

まず、コンプライアンス規程について、この委員会は実際ほとんど死んでしまうだろう。労働関係のコンプライアンスはあり得ると思うので、設けられるのは構わないと思うが。倫理規程の第3条及び第9条に基づきとあったが、第9条は評議員会に基づくのであり得ない。定款に基づきとするか、倫理規定第3条の責務を果たすためとすべき。

リスク規程についても、一応のルール作りとして設ける意味はあるが…。

リスク情報について、第14条に「対外秘」とあるが、むしろ対外的に公表し、警察や消防などの協力を得なければならない。公表の方がむしろ大切。秘密が必要になるのは、社内犯罪の場合などであってもプライバシーの面は気になるが、その場合でも対外的に公表することが大切では。規程の姿として「原則として対外秘」とする姿勢はどうなのか疑問がある。

公益通報者保護規程についても作る意味はあるが、通報者の保護が不徹底か。思い切って保護する姿勢があつても良い。例えば第3条で、上司に言ったり仲間に言ったりして解決できることでも自分に不利益があるので匿名で通報したいということが多いのだろうが、要件を絞りすぎのような気がする。また、通報があったら調査するとあるが、しっかりそれを受け止めるという姿勢が必要。せっかく作るなら、作る側の意思・メッセージがはつきり伝わるものにしたらどうか。

太田理事長

ごもっともなご指摘かと思う。一つの姿勢を示すということで、3つの規程を定めること自体は良いと思うが、堀田先生からは、①コンプラ規程の根拠を倫理規程から引っ張ってくるのであれば、倫理規程の精神に基づいてといった、ふわっとした表現にする。②リスク規程の第14条にある対外秘という発想はむしろ逆ではないか、積極的に公開することが必要ではないか、というご提案。③公益通報者規程では第13条の規定で、通常のル

ートで解決できるようなものは公益通報が出ないように絞っている感じがある。どんなことでも積極的に受け止めていくという姿勢が必要、というご提案があったが、鈴木専務理事いかがか。

鈴木専務理事

次回にかけるとまた3ヵ月後になってしまふので、お任せいただいて…。

太田理事長

それでは堀田理事意見に即してワーディングを訂正するということで、その訂正是理事長一任とさせて頂きたい。

加藤理事

公益通報者保護規程第4条で、窓口が分かれているのは実際上通報がしにくいのでは。コスト的に外部に窓口を依頼したらどのくらいかかるのか。

鈴木専務理事

通報の内容によって対応も分かれるので、窓口は別の方がよいのではと考えている。コストの面は調べていない。

宮川(守)理事

リスク管理規程については、全体として「役職員」で統一されているが、第12条は「役職員等」となっている。契約社員も入れるという理解かと思う。一方、第15条③は「役員、従業員」となっている。平仄をそろえた方がよいのではないか。

また、コンプライアンス規程について、第4条の2項では所管・責務、3項では役割・権限としているが、これはどのように使い分けているのか。

鈴木専務理事

厳密に権限だ責務だという言葉遣いでなくてもいいのかなと思う。リスク管理規程の方は修正する。

高宮監事

監事として、公益法人の社会への対応との視点から申し述べたい。本規程が公表され各公益法人のモデルとなることを考えると、リスク管理規程の第21条報道機関への対応の部分のうち、「事務局長以外は取材に応じてはならない」「電話取材には応じない」等といった文言をはっきり規定・公表し他の団体がそれを模範とするとなるのは、趣旨は分かるが、公益法人は社会に対し閉鎖的ではないかとの印象を与えることになるのではないか。

鈴木専務理事

混乱を生じるし、これを書いたから閉鎖的ということにはならないのでは。何でもアリにしないためにも、このように規定しても悪いことはないのかなという気もするが、頑なであるという印象は持たれてしまうかもしれない。

堀田理事

同条の3項と4項は削除し、事務局長の職務なのだから、発生に応じてその都度、内部的に処理するということにしてはいかがか。

福原理事

インフルエンザをパンデミック症候群などに変えたらどうか。

15条の犯罪、細かい気がする。外部からの恐喝だけでなく、背任・横領、麻薬などの内部者の犯罪もあり得る。ここまで入れることが必要かは分からぬが、片方だと不均衡な気がする。

太田理事長

いろいろ貴重な意見をいただいたので、もう一度確認させていただく。

まず、これらの規程の公表については十分留意をする。つまり小規模法人の場合は定めないことも任意であり、仮に制定する場合でも公法協のこの規程通りとする必要はなく各法人の実情に合わせて適宜取捨選択してもらいたいこと、つまり自主的に決めていただきたいという趣旨を明確にすること。

次に中身の変更では、次の諸点の修正を検討させていただく。ワーディングについては理事長一任とさせていただきたい。

- ① コンプライアンス規程の根拠規程（第1条）として原案は倫理規程第3条及び第9条に基づくとしているが、ここをここまで具体的にしないこと。
- ② リスク規程の情報管理（第14条）についてむしろ公表を原則とすること。
- ③ 公益通報規程において、通報する情報の要件（第3条）を緩和すること
- ④ リスク規程における報道機関への対応（第21条）として、第3項、第4項を削除する方向で検討すること。
- ⑤ リスク規程における内部者犯罪規定（第15条）がこれでよいかどうか。
- ⑥ リスク規程第12条「インフルエンザ等の感染症」の表現再検討。
- ⑦ リスク規程における役職員に関する表現統一。

以上を前提に採決をお願いする。

審議の結果、「諸規程の制定」について理事長による修正案を含め承認することが出席理事全員一致で可決された。

第2号議案『コンプライアンス担当理事の選任』の件

太田理事長

ただいま、決議を受けた第1号議案のうち「コンプライアンス規程」の制定に伴い、常勤理事のうちからコンプライアンス担当理事を選任する必要があるので（第4条）、同担当理事候補として鈴木専務理事を推薦するので審議いただきたい。

審議の結果、鈴木専務理事をコンプライアンス担当理事として選任することが出席理事全員一致で可決された。

報告事項

太田理事長

次に、一般法人法第91条第2項による代表理事及び執行理事の職務の執行の状況報告として、4月より本日までの活動状況の報告をする。

『普及・啓発事業（公益目的事業1）』

金沢専務理事

① 出版事業（資料①）

平成21年度売上予算27,590千円に対し8月までで、13,344千円と達成率は48.4%と順調に推移している。「改訂版移行はやわかり」5,200千円、「定款・諸規程例」2,349千円などが中心、「法令集」「登記実務」は出版後日浅く、今後に期待。

② 国内外非営利組織との連携（資料②）

（国内）

- ・名古屋大学法科大学院後房雄教授の提唱により日本サードセクター経営者協会（JA C E V O）が発足した。太田理事長もこれに賛同し発足後代表理事を務めている
- ・シーズ及び日本N P Oセンターの呼びかけに応じ、日本ファンドレイジング協会の設立に協力した。金沢専務理事が発足後理事に就任した。
- ・その他、「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議」委員への太田理事長就任、「日本政策市場（いちば）」立ち上げへの協力を報告した。

（海外）

各国非営利団体のナショナルセンターが加盟するA G N A年次総会（ヨハネスブルグで9月に開催）への白石調査部員の出席、ガイドスター創設者バズ・シュミット氏来日を機会に開催予定の意見交換会等について報告した。

『支援・能力開発事業（公益目的事業2）』

鈴木専務理事

① 相談事業（資料③）

4～8月で面談相談は405件（うち新制度関連298件）と前年同期の346件（うち新制度関連188件）を大幅に上回っている。内容的にも個別具体的な移行関連の相談が増加している。

電話相談も8月までに1,192に上る。

土肥常務理事

② セミナー・講師派遣事業（資料④）

移行セミナーを主要都市8箇所で実施した。会計実務についても8回実施、財務省主税局からの打診もあり昨年度末から主要都市7か所で国税庁・各税局講師による税制セミナーも開催した。登記セミナーも法務省の協力を得て8月に開催。

少人数による「移行はやわかり塾」もすでに6クラスが終了、9月以降さらに東京で6クラス、大阪・名古屋で各2クラス開催する。

また、講師派遣も活発で、9月までに62か所からの依頼に応じた。

『調査研究・提言事業（公益目的事業3）』

土肥常務理事

① 第2次民間法制・税制調査会（資料⑤）

さわやか福祉財団堀田理事長と共に第2次民間法制・税制調査会を10月より立ち上げる。

税制についてはかなりの部分がすでに実現したこともあり、寄附税制の要件の緩和を中心と要望していくこととなろう。

一方、公益法人改革3法については施行後の申請状況も踏まえ、一般法の規律及び認定法における認定基準の見直しを行い、関係方面に提言していくこととなる。

太田理事長

② 認定・認可状況（資料⑥）

現時点では特例民法法人の申請は、現存数の1%程度、アンケートでも平成23年度がピーク。このままでは大きな混乱が懸念される。認定委としても思い切った審査の簡略化など対策が必要。

すでに認可された50法人の業種をみると色々バラエティに富んでおり、ある程度参考になる。

③ 認定委事務局とのコンタクト（資料⑦）

公法協としての審査事務についての要望や申請法人の悩み・意見など生の情報を伝えること並びに先方から認定基準運用上の考え方を把握するなどを目的として、認定委事務局との非公式な連絡会を呼びかけ、すでに8月、9月の2回実施した。充満している申請法人の誤解や不安を解くため両者の意思疎通を密にし、正しい情報を民間の立場、民間の言葉でも発信することが公法協の任務と理解しているところ。資料⑦は太田理事長より丹下事務局長あて口頭で要望した事項をメモ化したもの。

④ 民主党政権との体制と姿勢（資料⑧）

去る4月20日、同党NPO・公益法人改革作業チームからの依頼により、公法協と3法施行後の問題点などについて意見交換を行った。また、首班指名前夜の9月16日には、同チーム座長中村哲治参議院議員（その後法務省政務官に就任）と政権交代後の同党の取組体制について意見交換した。

政権交代による公益法人施策の変化について質問を受けることが多い。行政刷新会議における公益法人問題の取り上げは、あくまでいわゆる官益法人の問題であり、一般的の民間公益法人とは全く関係ない。基本的には民主党は民間公益法人が特定非営利活動法人と同様、社会に果たす役割を認識しており、規制緩和の方向で今後も進むものと思う。

『管理部門一入退会の状況』

太田理事長

9月25日まで62件の入会、40件の退会があり、純増は22件。時系列の比較では明らかに平成20年度上期をピークとして、増勢が徐々に鈍化していることがわかる。会員獲得は公法協の生命線であり、今後とも一層加入促進に努力したい。

報告事項は以上であるが、何かご意見ご質問があればお願いしたい。

片山理事

宮川(康)理事の発言と関連するが、まだほとんどの特例民法法人は認定申請に動いていない。その時に話題になるのはミニマムスタンダードがどこにあるか？どこまで軽装備になれるか？ということだ。会員の声なき声だと思う。今回の制度は、裏山にハイキングに行く人にエベレスト並みの重装備を課しているようなものだと理事長も以前におっしゃったが、小規模法人のための最低線突破ゼミのようなスタンスで懐広く示すことができないか。

福原理事

この時代に会員が増えているのはむしろ珍しいことだが、全国的には組織率は約6%パーセント。私もよく入会を勧めるが、会費が高すぎるという話を良く聞く。

中田監事

法人の規模に応じた会費というのもあり得る。数を増やすという努力が必要なのでは。この時代に、これだけしか増えていないのかという感じもある。

片山理事

説明の中で、公益法人協会のような小さい法人とおっしゃっていたが、公法協は一般から比べれば十分に大きな法人だと思う。そういう視点を持つことも必要ではないか。

中田監事

公益法人協会の規程はすごく頼りになるが、これをこのまま使っていいのかなと思う。どの部分が法律で、どの部分があってもいいがなくてもいい部分か、ということは分らない。読み込める人は分かるが、それ以外の人には理解できない。この部分は必ず必要だが、この部分は必要ない、といった吹き出しのようなもの、規則ガイドラインのようなものが付いているといいのではないか。

太田理事長

少し高いところから見すぎているところがあったのかと反省している。公益法人協会の目線がいつの間にか重装備に過ぎている状態になっているかもしれない。また、会費の点も英米のアンブレラ団体のような法人の規模に応じた見直しを検討することも必要かもしれない。本日はいろいろ貴重な意見を賜り感謝する。

以上をもって議案の審議等を終了したので、13時20分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成21年11月4日

代表理事 太田 達男

代表理事 金沢 俊弘

監 事 高宮 洋一

監 事 中田 ちづ子